新規免許申請手続き

書類の作成

※　申請書様式は，建築宅地課申請書ダウンロードサービスからダウンロードするか宮城県宅地建物取引業協会又は全日本不動産協会宮城県本部から入手する。
※　申請書は正本１部，副本１部を作成し提出（副本は受付後，申請者に返戻する）
※　官公庁が発行する証明書は，申請受付日現在で発行日から１月以内のものを添付する。

↓

免 許 申 請

（書類等の不備があるときは補正を求める）→ **不備書類等の補正完了** → **免 許 申 請**

手数料　３３，０００円（宮城県収入証紙による）

↓

審　　査
欠格事由該当の有無，事務所形態，専任の取引主任者の設置等の審査

※　審査に係る標準処理期間は，30日（行政手続条例第６条）
※　審査の過程で補正が必要な点が見つかった場合は，補正が完了するまで免許はできない。
※　欠格事由に該当する場合など，要件を満たさない場合は免許を拒否する。

↓

免　許　（文書で申請者の事務所本店あてに通知）

↓ 下記のいずれかの方法による

営業保証金の供託

本　店 1,000万円
１支店　 500万円

↓

届　　出
営業保証金供託済届出書

保証協会への加入

本　店 60万円
１支店 30万円

↓

届　　出
弁済業務保証金供託届出書

※　営業保証金は，最寄りの供託所（仙台法務局又は各支局）に供託
※　弁済業務保証金は，保証協会から東京法務局に供託

※　免許後，３月以内に届出がない場合は，届出の催告をし，催告が到達した日から１月以内に届出がないときは，免許を取り消すことができる。

↓

免　許　交　付

※　供託の届出書と引換えに免許証を交付する。

↓

営　業　開　始